（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正）

第百三十三条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改め、同条第三項中「附則第八条第二項各号に掲げる期間」を「附則第八条第二項に規定する厚生年金保険の被保険者期間」に改める。

（介護保険法の一部改正）

第百三十四条　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第百三十一条中「、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法若しくは私立学校教職員共済法に基づく老齢若しくは退職」を「又は厚生年金保険法による老齢」に改める。

附則第八条中「附則第二十条の三第二項」を「附則第二十条の二第二項」に、「附則第二十条の八第一項」を「附則第二十条の七第一項」に改める。

（国家公務員法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百三十五条　国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第二項中「地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）附則第十八条の二第一項第一号」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）附則第七条の三第一項第四号」に改める。

（国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正）

第百三十六条　国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　交流派遣職員に関する国家公務員共済組合法第百二条の規定の適用については、同条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、特定独立行政法人又は労働組合は、それぞれ第九十九条第二項（同条第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに」とあるのは「国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第七条第三項に規定する派遣先企業（以下この条において「派遣先企業」という。）は、」と、「国、特定独立行政法人又は労働組合」とあるのは「派遣先企業」と、同条第四項中「第九十九条第二項第三号に掲げる費用及び同条第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により負担することとなる費用（同条第五項の規定により負担することとなる費用にあつては、長期給付（基礎年金拠出金を含む。）に係るものに限る。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「国、特定独立行政法人又は労働組合」とあるのは「派遣先企業」とする。

第十四条第四項を削る。

第二十六条第一項中「、第十四条第四項中「とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として」とあるのは「として」と、「に相当するもの」とあるのは「として政令で定めるものに相当するもの」と」を削る。

（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正）

第百三十七条　公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項を次のように改める。

3　派遣職員に関する地方公務員等共済組合法の規定の適用については、同法第百十三条第二項各号列記以外の部分中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）」とあるのは「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第二条第三項に規定する派遣先団体（以下「派遣先団体」という。）」と、同項各号中「地方公共団体」とあり、並びに同法第百十六条第一項中「地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体（第三項において「地方公共団体等」という。）」とあるのは「派遣先団体」と、同項中「第百十三条第二項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同条第四項及び第五項並びに」とあるのは「第百十三条第二項及び」と、同条第三項中「第百十三条第四項第二号に掲げる費用及び同条第五項に規定する費用（長期給付に係るものに限る。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「地方公共団体等」とあるのは「派遣先団体」とする。

（確定給付企業年金法の一部改正）

第百三十八条　確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項を次のように改める。

3　この法律において「厚生年金保険の被保険者」とは、厚生年金保険の被保険者（厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者に限る。）をいう。

第三条第一項、第四条第四号、第五条第三項、第六条第二項、第十二条第一項第四号及び第五号、第二十五条、第二十六条第三号、第二十七条第四号、第七十四条第二項、第七十七条第三項並びに第八十四条第一項中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

第百十二条第六項中「第百三十三条の二」を「第百三十三条の二の二」に改める。

第百十三条第二項中「第九十一条から第九十一条の三まで」を「第九十一条第一項、第九十一条の二、第九十一条の三」に改める。

第百十四条第三項中「積立金」を「特別会計積立金」に改める。

第百十七条第四項中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

附則第三条第一項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

（旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部改正）

第百三十九条　旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十条第一項を削り、同条第二項中「厚生年金保険法」の下に「（昭和二十九年法律第百十五号）」を加え、「平成八年改正前の共済法」を「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下この条において「平成八年厚生年金等改正法」という。）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。次項において「平成八年改正前の共済法」という。）」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

（確定拠出年金法の一部改正）

第百四十条　確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項を次のように改める。

6　この法律において「厚生年金保険の被保険者」とは、六十歳未満の厚生年金保険の被保険者（厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者（以下「第一号厚生年金被保険者」という。）又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者（以下「第四号厚生年金被保険者」という。）に限る。）をいう。

第三条第一項中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に、「前条第六項各号に掲げる者」を「第一号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者」に改め、同条第三項第六号中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

第四条第一項第二号及び第三項並びに第五条第二項及び第四項中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

第九条第一項中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に、「第二条第六項各号に掲げる者」を「第一号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者」に改め、同条第二項中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。